

新発田市飲食店感染防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の飲食事業者が新型コロナウイルス感染拡大を防止するために行う設備等の整備に対し、予算の範囲内で新発田市飲食店感染防止対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 新発田市内に主たる事業所を有する者で、下表に定める業種を営む法人（複数の事業者で組織する組合、NPO法人等を含む。）及び個人事業主であって、次のいずれにも該当するもの

| 業 種 | 例 示 |
|---------|--|
| 飲食サービス業 | 割烹、料亭、バー、スナック、居酒屋、食堂、すし屋、レストラン、焼き肉店、ナイトクラブ 等 |

ア 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるものでないこと。

イ 暴力団及び暴力団員が事業者の経営に実質的に関与していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が新型コロナウイルス感染防止のために事業所に衛生設備等を整備するものとし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日において、未発注・未購入の事業で、かつ、令和3年3月31日までに事業を完了し、実績報告書を提出できるもの
- (2) 次条に規定する経費の合計額が5万円以上（消費税を除く。）のもの
- (3) 新発田市内に本社を有する事業者が発注するもの
(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第1に掲げる衛生設備の導入に伴う購入及び設置工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から消費税分を除いた額（以下「補助対象額」という。）に2分の1を乗じて得た額とし、上限を20万円とし、下限を2万5千円とする。

- 2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に新発田市飲食店感染防止対策補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請は、申請者1人につき1回に限るものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の可否を決定したときは、新発田市飲食店感染防止対策補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は新発田市飲食店感染防止対策補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付変更申請)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）がやむを得ない事情により補助対象事業の内容を変更しようとするときは、新発田市飲食店感染防止対策補助金交付変更申請書（別記様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請により補助対象額が増額となる場合であっても交付決定額を増額しないものとする（補助対象額が減額となり、交付決定額を減額すべきときは、減額するものとする。）。

（事業の取止め等）

第9条 交付決定者は、やむを得ない事情により補助対象事業を中止するときは、新発田市飲食店感染防止対策補助金申請（取下げ／取りやめ）届出書（別記様式第5号）により速やかに届け出るものとする。

（完了実績報告及び請求）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、新発田市飲食店感染防止対策補助金事業完了実績報告書兼請求書（別記様式第6号）に次の必要書類を添付して市長に提出するとともに、補助金を請求するものとする。

(1) 納品者又は施工者からの請求書の写し若しくは領収書の写し

(2) 事業完了後の写真（設備を設置したことが分かる写真。物品を購入した場合はその物品の写真）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新発田市飲食店感染防止対策補助金確定通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（現地調査）

第12条 市長は、提出された完了実績報告のとおり補助対象事業が実行されていることを確認するため、店舗等にて現地調査を行うことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月2日から施行し、令和2年11月2日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

| 用 途 | 主 な 具 体 例 |
|-------|--|
| 飛沫防止 | 飛沫感染防止パーテーション、ビニールカーテン、 ソーシャルディスタンス確保を目的とした目印の設置 など |
| 消 毒 | 消毒設備（自動手指消毒器、除菌剤噴霧装置、オゾン発生装置、 紫外線照射機など）、自動水栓、 自動ソープディスペンサー（手洗い石けん用） など |
| 換 気 | 換気扇、空気清浄機（ウイルス対策可能なもの）、 エアコン（換気やウイルス対策可能なもの） など |
| 衛生管理 | 非接触体温計、サーモカメラ など |
| そ の 他 | セルフレジ、キャッシュレス化対応機器 など |